

# 非開示希望情報の管理について

秋田家庭裁判所

## 1 非開示希望申出について

裁判所に提出した申立書や資料といった書面は、利害を疎明した第三者(利害関係人)が見たり、コピーしたりすることがあります。

第三者に知られることで、あなたや後見事件等のご本人などが社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあるなど、非開示とすべき具体的な理由があるため、第三者に開示しないことを希望する情報(非開示希望情報)がある場合、裁判所に書類を提出する際には、書類に非開示希望情報が表れないように、ご自分で責任をもって情報を管理していただく必要があります。

裏面の「非開示希望情報確認シート」の各項目をよく確認していただき、「(裁判所提出用)」の末尾の欄に署名した上で、(□申立書と一緒に)裁判所に提出してください。

## 2 当事者間秘匿制度について

第三者に住所、居所、勤務先、本籍などが知られることで、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合(相手からDVを受けている等)には、秘匿決定の申立てをすることも可能です。

秘匿決定の申立てをする場合には、疎明資料の提出や手数料の納付が必要になります。また、裁判官の判断によっては、申立てが認められない場合もあります。

手続の詳細については、別途、家庭裁判所にご相談ください。

**\* 参考：非開示希望申出と当事者間秘匿制度 (Q & A)**

## 非開示希望情報確認シート (申立人用)

秋田家庭裁判所

利害関係人に知られては困る内容(情報)は、ご自身の責任をもって管理していただく必要があります。

以下のア～キの項目には、裁判所に書類を提出する際の基本的な注意事項を記載しておりますので、各項目を確認してください。また、別添の「(裁判所提出用)」については、末尾の欄に署名した上で、裁判所に提出してください。

※ ご不明な点は、担当書記官に確認してください。

## 1 申立書、主張書面、資料関係

ア	裁判所に提出した書面は、利害関係人に開示される可能性があること * 提出書面には、不用意に非開示希望情報を記載しないように注意してください。
イ	提出する書面に非開示希望情報の記載がある場合は、その情報について、マスキング(黒塗り)すること * 例えば、「源泉徴収票」を提出する場合に、利害関係人に見られたくない「勤務先」の記載がある場合などです。 * マスキング(黒塗り)の仕方については、別添の「マスキングの仕方について」を参考にしてください。
ウ	提出する書面に記載されている非開示希望情報に、 ・マスキング(黒塗り)することが困難 ・そのものを裁判所に提出する必要がある 場合には、非開示希望情報が記載された書面ごとに、「非開示希望の申出書」に必要事項を記入し、この申出書の後に非開示希望情報が記載された書面をステープラー(ホチキス)で付けて、一体として提出すること * 書面の一部を非開示希望とする場合は、該当部分をマーカーなどで特定してください。 * 「非開示希望の申出書」は裁判所の窓口ないしウェブサイトで入手できます。
エ	非開示希望の申出書を添付して書面を提出した場合でも、裁判官の判断により、必ずしも希望どおりに非開示になるとは限らないこと * すべての書類について非開示を希望されたとしても、利害関係人の手続保障や法的権利を確保する観点から、裁判官が相当と認める範囲で開示される場合があります。
オ	非開示希望情報についての推知情報(非開示希望情報を予測されてしまう情報のことです。)に気を付け、推知情報が提出する書面に表れている場合にも、上記イ又はウの処理を行うといった自己管理の必要があること * 「推知情報」としては、例えば、非開示希望情報が「住所」の場合、後見事件等のご本人が利用している施設名、近隣の施設名、地域特有の行事名などが考えられます。
カ	マスキング(黒塗り)(上記イ)がない書面、非開示希望の申出書(上記ウ)が添付されていない書面については、非開示希望情報ないし推知情報は記載されていない書面として取り扱われることになり、利害関係人からの申請があれば、書類を見られたり、コピーを取られたりする場合があります。

## 2 個人番号(マイナンバー)に関する注意

キ	提出する書類に、個人番号(マイナンバー)の記載がないこと * マイナンバーが記載されたままでは提出できませんので、非開示希望の有無に関わらず、必ずマスキング(黒塗り)してください。 * 住民票写し、確定申告書、源泉徴収票、保険・税金・生活保護関係書類などについては、マイナンバーが記載されている可能性が高いため、特に注意してください。
---	---